医１４号

**病院医師宿直免除申請書**

年 月 日

 福岡市保健所長 　様

管理者住所

氏名

次のとおり、病院に医師を宿直させないことについて、医療法施行規則第９条の１５の２の規定により申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 〒  　(℡ 　　　　　　　) | 施設の名称 |  |
| 氏名又は名称 |  | 開設の場所 | 〒 (℡ 　　　　　　　) |
| 診療科目 |  | 患者の収容定員 |  |
| 病院の病床数 |  　　精　神 　室 　　 床 　　感染症 　　室 　　 床 　　結　核 　室 　　床 　　療　養 　室 　　床 　　一　般 　室 　　 床 |
|  　　合　計　　　　　室　　　　　床  |
| 病院に医師を宿直させない理由 |  |
| 医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について | (1)連絡体制 |  |
| (2)連絡を受ける医師の氏名及び住所（待機場所） |  |
| (3)上記医師と病院の距離 |  |
| (4)医師が適切な診察が行える状態の確保の有無 | 有　　　　　・　　　　　　無 |

[添付書類]

「(4)医師が適切な診療が行える状態の確保の有無」について、「有」とした場合には当該事項が

確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

（注）

１ 病院に勤務する医師がその病院に隣接した場所に待機していること。

待機する医師が不在となる場合における代替医師の宿直体制、また緊急時の体制が明確に

されていること。

 ２ １に該当しない場合であっても以下のア～エをすべて満たしていれば、速やかに診療が行える体制が確保されているものとする。

ア　入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師等へ

連絡をする体制が常時確保されていること。

イ　入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ　当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。特別の事情があって、速　やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ　当該医師が適切な診療が行える状態であること。

 ３ １箇年の期限を定めて認めるものとする。